

平成29年 第5回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年3月9日（木）午後1時00分

場 所：教育委員会室

平成29年3月9日

## 東京都教育委員会第5回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第17号議案

平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則9条本の採択について

##### 第18号議案

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について

##### 第19号議案から第28号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 家庭・福祉高校（仮称）基本計画検討委員会報告書について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教育長	中井敬三
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	大杉寛
委員	秋山千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
次長	堤雅史
教育監	伊東哲
総務部長	早川剛生
都立学校教育部長	初宿和夫
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	出張吉訓
人事部長	江藤巧
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	増田正弘
特別支援教育推進担当部長	浅野直樹
指導推進担当部長	宇田剛
人事企画担当部長	鈴木正一
（書記） 総務部教育政策課長	岡部渉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成29年第5回定例会を開会します。

本日は、産経新聞社外2社、個人は10名から取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に、誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、大杉委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回2月9日開催の第3回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第3回定例会の議事録については、承認をいただきました。

前回2月23日開催の第4回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第18号議案から第28号議案までの議案及び報告事項（2）につきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第17号議案

平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則第9条本の採択について

【教育長】 第17号議案、平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用附則第9条本の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 第17号議案の資料を御覧ください。平成29年度に都立高等学校等で使用する附則9条本の採択について御審議いただきたいと思います。附則9条本とは、検定済教科書以外の教科書で、例えば学校設定科目のフランス語などの外国語の授業で使用する市販のテキスト、あるいは、工業などの専門科目で使用する教科書、特別支援学校などで使用する絵本等で、各学校の選定結果をまとめたものが今回お示しするもので、その経過を含めて説明させていただきます。

「1 教科書採択に当たっての留意事項」です。1点目は、採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うものであること。2点目は、都立高等学校が選定した教科用図書が東京都教育委員会が調査し採択するものであること。3点目は、生徒の実情等を十分配慮すること。この3点を留意事項としています。

「2 各学校における附則9条本の選定」です。附則9条本の選定が適正かどうか、各学校に校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、そこで協議・検討しています。その際に、校長は、附則9条本が教育課程に準拠しているかどうか、また、

(2)にあるアからエまでの4点の要件を備えているかどうかの観点で調査しています。最終的に、校長は、校長の責任と権限において最も適切な附則9条本を選定し、選定理由等を明記して、これを教育庁に報告する形になっております。

「3 附則9条本の調査及び選定結果の審査」については、教育庁指導部において、校長から出してもらった選定理由に基づいてそれぞれの見本本を提出してもらい、実際に年間を通して授業をすることができるものが選定されているかどうかを調査して、選定結果の審査を行いました。

以上の手続きを経て、各学校が選定した附則9条本を一覧表としてまとめたものが、今お手元の別紙1、別紙2の冊子になっております。

この中で、何点か特徴的な部分を説明させていただきます。

まず、別紙1は都立高等学校及び中等教育学校の後期課程で使用するものです。1ページ、一橋高等学校の定時制・普通科を御覧ください。表の「教材概要」の右側に、今年は「分類」欄を設けました。大杉委員から、どのような観点で選定しているのかという御意見がありましたので、今回はその点をお示しする形にしております。選定された各教科書について、採択に当たって参考にさせていただくため、平成29年度から一定の基準を設けて例示しています。

表の下の「分類」を御覧ください。AからCまでに分けており、Aは「採択実績があり、授業での効果が認められるもの」、Bは「資格試験等に有用であるもの」、Cは「新たに発行されたものなどで、授業での効果が期待できるもの」と分類しています。選定された教材の割合としては、Aが約77パーセント、Bが6パーセント、Cが約17パーセントとなっており、例年、使用しているものが多い状況です。

選定された教材について、代表的なものを数点御紹介します。4ページをお開きください。三田高等学校の全日制・普通科で使用するために選定したものが載っています。中国語、ドイツ語、フランス語など、英語以外の外国語が選ばれており、学校設定の科目で使用するため、附則9条本として選定しているものです。三田高等学校で選定したものは全て、「分類」を御覧いただきますと、Aの「採択実績があり、授業での効果が認められるもの」となっています。普通科では、こうした外国語の授業で使用するテキストを選定する学校が多くなっています。

11ページを御覧ください。工芸高等学校の全日制・工業科で使用する教材名が載っています。工芸高等学校は、マシクラフト科、アートクラフト科、インテリア科、グラフィックアート科などが設置されており、それぞれの実習や実技の図書、デザイン関係の図書などを選定しています。工芸高等学校においても、Aの「採択実績があり、授業での効果が認められるもの」を選定していることがお分かりになるかと思えます。工業高校などの専門高校においては、専門的な教材の選定が多くなっています。

23ページを御覧ください。国際高等学校の全日制・国際学科で使用している教材についての記載があります。外国語の科目に対応した図書の選定や、在京外国人生徒のための日本語学習の図書などを選定しています。また、国際バカロレアで使用する英語の図書も多数選定しております。26ページを御覧いただきますと、国際高等学校の全日制・国際学科（国際バカロレアコース）のものを載せています。設置されて3年目に当たり、初めての3年生が履修する科目が設置されることに伴い、C分類の新規選定教科書が合計24点と、今回、多くの申請が出ています。

35ページを御覧ください。園芸高等学校の全日制・農業科で使用する教材を記載しております。専門的な教材の他、3番の「課題演習」の科目で、「販売士検定3級テキスト&問題集」という、Bの「資格試験等に有用であるもの」の選定がされています。

76ページを御覧ください。砂川高等学校の通信制・普通科で使用する教材を記載しています。それぞれ文部科学省の検定済教科書に準拠した通信制課程用に発行した教材を選んでいきます。この教材は、検定教科書を要約あるいは図式化した、ポイントが分かりやすくなるよう編集したものです。例えば、1番の「国語ベーシック」や5番「数学I基礎」、6番「英語ベーシック」は、新たに発行された教科書に準拠したもので、新規の選定になっています。

別紙2を御覧ください。都立特別支援学校の高等部の選定結果です。1ページを御覧ください。別紙1と同様、最下段に、採択に当たり参考にしていただくため分類を載せております。Aが「採択実績があり、授業での効果が認められるもの」で、これが約61パーセントです。Bの「資格取得や卒業後の進路に有用であるもの」が約17パーセント、Cの「新たに発行されたものなどで、授業での効果が期待できるもの」が

22パーセントという割合になっています。

1 ページは、文京盲学校の視覚障害の課程で使用する附則 9 条本を示しております。視覚障害の特別支援学校は、知的障害も併せ有する生徒が使用する図書を選定しています。「教材概要」の 3 番の欄を御覧いただきますと、「『平成29年度使用特別支援教育教科書調査研究資料』80ページに掲載」とあります。前に審議していただいた冊子から、小・中学部で使用している附則 9 条本を選定している例が多くあります。

3 ページを御覧ください。葛飾ろう学校の聴覚障害の高等部に関しても、知的障害を併せ有する生徒が使用する図書を選定しています。共通科目の他に、裏面の 4 ページの19番「調理」、20番「服飾手芸」、28番「職業」のビジネスマナー、こういうものに関する図書を選定しています。

18ページを御覧ください。鹿本学園の肢体不自由課程の高等部で、同様に知的障害を併せ有する生徒が使用する附則 9 条本を選定しています。共通科目では、小学部・中学部で使用する絵本などの図書、19ページの20番「生活単元学習」にある自立的な生活に必要な事柄を学習するための図書、こういうものを選定しています。

52ページを御覧ください。永福学園の知的障害の課程で使用する附則 9 条本を記載してあります。就業技術科がありまして、生徒の企業就業に向けて専門的な職業指導を実施しているので、そういうものに関連したものを選んでいきます。例えば、料理や飲食店の接客サービス、清掃作業など、就業に結び付けることができる B 分類の内容の図書を多く選定しています。

別紙 1、別紙 2 の説明は以上です。

第17号議案資料の裏面の「参考」を御覧ください。今、説明した高等学校と特別支援学校の選定結果を科目別に一覧表にしたものです。都立高等学校では、最も多く選定されているのが「外国語」で、その他に「芸術」があります。また、「農業」、「工業」、「商業」などの専門高校で使用している図書が多くなっています。これらを合計すると351種類になります。

また、都立特別支援学校では、「芸術」の図書が最も多く選定されており、次いで「家庭」、「国語」、「外国語」の図書などが多く選定されていまして、都立特別支援学校全体では327種類の図書を選定しております。



第17号議案資料の1ページにお戻りください。「4 採択」です。以上、説明した選定結果に基づき、高等学校では108課程351種類608点になっています。この他に「人間と社会」を全236課程で1種類という形で選定しています。

特別支援学校の高等部においては、48校で327種類、合計682点の附則9条本を選定しました。この数え方ですが、一つの教科書を一つの学校で使うと「1」で、同じ教科書を他の学校も使っていると「2」と数えますので、そのために種類と点数が違っている形になります。

これら各学校の選定結果を総合的に判断して、本日の教育委員会において御審議いただき、採択していただければと存じます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問があればお願いします。

【大杉委員】 まず、昨年申し上げた意見を反映していただき、「分類」を設けていただいております。「分類」を設けていただいたので、内容の確認もしやすくなり、大変役に立ったかと思えます。

その上で、別紙1の26ページに国際高等学校のバカロレアコースの記載がありまして、1番、2番がC分類のもので、教材名が「大学生のための文学トレーニング」となっています。教材名は教材名としてあるわけですが、内容も少し確認させていただいたところ、少々歯応えのある意欲的な取組をしていると受け止めました。この辺はいかがでしょうか。

【指導部長】 バカロレアコースは海外大学への進学を目指す形ですので、高度で探究学的な図書を選定しています。また、英語の図書も多くあります。これは、バカロレア機構が定期的に学校の状態を確認しに来ますので、その際に、どのような図書を使用しているか、また、世界全体の他の学校ではこういうものを使用しているという情報を得ながら対応するということがあります。そういう面でもレベルの高い、高校では使用しないのではないかという内容のものも、ここでは選定して勉強しています。

【宮崎委員】 私もバカロレアコースの附則9条本を拝見して、英語で数学を教えるなど、非常にレベルが高いと思えました。数学や理科は比較的良いのですが、歴史

を教える部分では冷戦などを扱っていますが、切り口が必ずしも日本を軸にした形ではないので、教える教員の力量が問われるのではないかと痛感しました。この辺を使いこなして教えられる教員の育成、研修、その辺はどうなっていますか。

【指導部長】 バカロレアコースについては、バカロレア機構が定期的にワークショップを持っており、そこに教員を派遣し、勉強してもらってスキルを上げるようなことをしています。

【宮崎委員】 大変ですね。

【指導部長】 教員もかなり勉強していかなければならないので。学びを生徒の中から出させるところもあるので、今、日本ではアクティブラーニングということが言われていますが、それ以前から実施しているのがバカロレアコースです。教員が題材を与え、生徒から積極的に引き出して勉強させていくような形ですので、教員も努力して対応しています。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

前日も申し上げたかもしれませんが、選定基準の中に、保護者の経済的負担がそれほど過度にならないことということがあります。高等学校で使用するような本は自己負担でしょうか。それとも、何か補助が付いたりすることがありますか。

【指導部長】 補助については、今回、給付型奨学金を使って支援することもできますし、特別支援学校にも就学奨励費というものがあるので、そういうものから補填していくことが可能と考えております。値段的にも、高等学校が平均して約1,900円、特別支援学校が約1,400円の図書ですので、それを使っていただく形になります。

しかし、介護の科目がある野津田高等学校などは非常に高く、セットで3万円以上するものもあるので、その辺の経済的な負担などは、今後はこういうものを使ってもらう形になるかと思えます。

【宮崎委員】 特に必修などは、負担がなければありがたいと思います。

【指導部管理課長】 今、指導部長から給付型奨学金について説明がありましたが、正確には「東京都高等学校等奨学のための給付金」というものがありますので、そこから補填されるケースがあります。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

それでは、本件について原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――  
〈異議なし〉――では、本件については、原案のとおり承認をいただきました。

## 報 告

(1) 家庭・福祉高校（仮称）基本計画検討委員会報告書について

【教育長】 報告事項（1）、家庭・福祉高校（仮称）基本計画検討委員会報告書について、教育改革推進担当部長、説明をお願いします。

【教育改革推進担当部長】 家庭・福祉高校（仮称）基本計画検討委員会報告書について、説明させていただきます。

家庭・福祉高校（仮称）基本計画検討委員会では、都立高校改革推進計画・新実施計画に盛り込まれた、保育人材や介護人材などを育成する新たな学校について、他県の高等学校長経験者や専門学校長、地元の教育委員会などの外部委員を交えて学校の基本計画を検討してまいりました。このたび、報告書を取りまとめましたので報告させていただきます。

報告資料（1）を御覧ください。「1 家庭・福祉高校（仮称）の設置検討の背景」の「（1）家庭学科・福祉学科の現状」にあるように、保育や介護分野の人材育成が喫緊の課題となっていること、食育やスポーツ栄養などの分野で重要な役割が増加していることなどを挙げています。このため、「（2）都立高校改革・新実施計画における位置付け」にあるように、調理師を養成できる家庭科、保育人材を育成する家庭科、介護人材を育成する福祉科、これら三つの科を併せ持った高校を新たに新設することとしました。

「2 家庭・福祉高校（仮称）の設置」についてです。「（1）設置の基本的枠組等」として、北区にある都立赤羽商業高校を改編して設置し、全日制課程の学年制・三学期制の学校として、平成33年度に開校する予定です。学校の規模・特色等については、ウの表にあるとおり、家庭学科と福祉学科の二つの学科を設置し、家庭学科の下に人間科学科と調理科、福祉学科の下に介護福祉科を設置します。定員は1学年当

たり人間科学科4学級140名、調理科1学級35名、介護福祉科1学級35名としています。人間科学科では、2年次から幼児教育・保育系70名と栄養・健康系70名の2系列に分かれます。

人間科学科は、保育士や栄養士の養成施設である上級学校へのA0入試や推薦入試等による進学を目標としています。さらに、人間科学科の特色として、1年次に保育士・栄養士等の職業への興味・関心を高める学習を実施し、2年次から2系列に分かれて、それぞれ専門性を高めるための学習を実施してまいります。また、3年間の主体的に取り組む探究的な学習を通して、課題解決力、実践力、表現力を育み、A0入試や推薦入試等による上級学校への進学を実現していくために必要となる力を付けてまいります。

調理科は、調理師免許の取得及び資格を生かした進路を実現することを目標として、卒業と同時に調理師免許を取得し、飲食店等への就職ができるよう、1年次から調理師免許の取得に必要な専門科目について、体験的・実践的な学習を実施します。

介護福祉科は、介護福祉士国家試験受験資格の取得及び資格を生かした進路選択を実現していくことを目標として、卒業と同時に介護福祉士国家試験受験資格を取得し、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への就職ができるよう、1年次から介護福祉士国家試験受験資格の取得に必要な専門科目について、体験的・実践的な学習を実施していくこととしています。

2ページを御覧ください。「(2) 育てたい生徒像」として、「ア 家庭、福祉分野における専門的知識・技術とともに倫理観、広い視野を身に付けた生徒」など3点を挙げています。「(3) 教育理念」としては、「ア 家庭、福祉分野のスペシャリストとして必要な高い志と豊かな人間性を育む。」など3点を挙げております。

「(4) 学校像」としては、「ア 指定保育士養成施設、栄養士(管理栄養士)養成施設等の上級学校への進学や、調理師免許取得、介護福祉士国家試験合格及びこれらの資格を生かした進路選択の実現に向け、充実した学習指導、進路指導、生活指導を行う学校」など5点を挙げています。

「3 家庭・福祉高校(仮称)の教育課程」についてです。「(1) 教育課程編成の基本方針」として、人間科学科の教育課程編成の基本方針は、保育士や栄養士等の

職業への興味・関心を高め、上級学校進学に備えた専門性を高める科目を配置するとともに、「家庭総合」や「課題研究」において探究型の学習を行い、課題解決を図る実践力とプレゼンテーション能力を高めていくこととしています。また、調理科と介護福祉科の教育課程編成の基本方針は、資格取得等に必要な専門科目を配置することや、校外学習や実習等の実施を通して職業への理解を深めることで、将来、各職場のリーダー的な存在となれるようにすることが示されています。また、「(2) 外部の教育力の活用」として、大学などの外部の教育力を活用して、実践的な学習環境を提供していくこととしています。

3 ページを御覧ください。「(3) 教育課程の特徴」として、教育課程の基本方針を実現していくために必要な科目等を配置することとしています。

「4 特色ある教育活動」については、「(1) 東京の地の利を生かした教育活動」として、人間科学科においては、大学等の講義の聴講など、上級学校との連携を図った取組により、高校段階からの高度な専門知識の習得、さらに、聴講した講義が上級学校進学後に当該学校の単位として認定される制度の確立、また、調理科における市場調査やレストランでの実習、介護福祉科の介護用品市場調査、都内バリアフリー調査などが提案されています。

「(2) インターンシップ・校外活動」として、人間科学科は1年次に1週間程度の体験学習週間を設定し、大学や企業、保育園などでのインターンシップを行い、2年次での系列の選択や進路を考える手立てとしていきます。また、調理科の都内飲食店の調査・研究や、介護福祉科の介護ロボットの実情や義足等製造現場の見学・体験などが掲げられています。

「(3) 道徳心、志を育む活動」として、施設での実習等を重視し、社会の一員としての自覚を高め、公共心の高い生徒を育成していくこととしています。

4 ページを御覧ください。「(4) 学校家庭クラブ活動」については、人間科学科の生徒が中心となって、地域と連携した探究型の学習の成果を確実に身に付けることとして、国際レベルのトレーニング施設と連携したスポーツ栄養やスポーツフードについての研究的な取組や、子供を対象にしたボランティア活動の実施などの取組を例示しています。

「（５）地域との連携」についても、調査・研究、実践活動の例示がされています。地元の高齢者福祉施設等と連携した談話室やサロンの開催、地元の乳幼児の親子を受け入れるサロンの定期的な開催などが挙げられています。

「（６）人材確保・教員育成の推進」です。専門科目の指導内容については、最新の知識や技術を身に付け、更に深めることができる人材の育成・確保に努めることが必要としています。

最後に「５ 家庭・福祉高校（仮称）の施設・設備」として、調理師及び介護福祉士の養成施設の基準を満たすよう整備することとしています。

詳細については、机上に配布させていただいた冊子を御覧いただきたいと思います。

本報告書を踏まえ、今後、開校に向けた詳細な準備を進めてまいりたいと考えています。

説明は以上です。

**【教育長】** ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

**【遠藤委員】** 人間科学科は、高等教育機関への進学を前提としていると理解してよろしいでしょうか。

**【教育改革推進担当部長】** それで結構です。人間科学科の生徒が目指す保育士あるいは栄養士については、高校卒業段階ではそこまで進むことができませんので、上級学校への進学が必要と考えています。

**【遠藤委員】** ということは、人間科学科を卒業した生徒は、上の専修学校や短大・四大に進学しなければいけないとなると、逆に、調理科や介護福祉科に在学していて、調理師免許の取得や介護福祉士国家試験受験資格の取得などの記載がありますが、当然、高等学校卒業の資格が得られるわけですから、ここから専修学校や高等教育機関に進学することは可能ですね。それは個人の選択の問題ですから。

**【教育改革推進担当部長】** そうです。その上のそういう分野についての研究を更に深めたいという希望があれば、上級学校への進学が考えられるかと思います。

**【宮崎委員】** 介護福祉士の資格の要件は、実務経験３年以上ということがありましたね。それは、この３年間の在学中にできるようにカリキュラムを組むのでしょうか

か。

【教育改革推進担当部長】　　そうです。ここで介護福祉士国家試験受験資格が得られることとなりますので、それで国家試験を受験し、合格すれば「介護福祉士」と名乗れることとなります。

【宮崎委員】　　実際の施設で実働しなければいけないわけですが、それは外で行うということですね。

【教育改革推進担当部長】　　はい。

【都立高校改革推進担当課長】　　補足させていただきます。

介護福祉科の教育課程の中で、実習を組み込んでいまして、夏休みなどを使って実習します。それも含めて国家試験の受験資格を得られるということですので、国家試験に合格すれば資格が取得できることとなります。

【秋山委員】　　現在の時代に必要な職種を育てる方向ができることはすばらしいと思いました。

実際に、このような取組を実施している学校が全国にあるのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】　　都立高校においては、卒業段階で介護福祉士の国家試験受験資格が取得できる学校として、都立野津田高等学校に福祉科を既に設けています。調理師資格については、都立農業高等学校の食物科で同様の取組をしています。

【秋山委員】　　では、人間科学科の幼児教育・保育系が新しいということでしょうか。

【教育改革推進担当部長】　　そうですね。調理科あるいは介護福祉科は多摩地域にあります。特に調理科は高い倍率ですので、それを区部にも設けることが必要と考えています。

人間科学科の保育系については、家庭科がある都立高校は3校ありますが、保育系として特色を出すのは今回が初めてになるかと思います。

【遠藤委員】　　調理科、介護福祉科に相当する専修学校等へ、今、海外の若者からの留学希望が増えています。私どもも、現実に海外で留学フェア等を開催すると、そうした専修学校への留学希望が多くあります。日本でこういう仕事に就きたいということで、海外の若者が都立高校に入学したいという希望があった場合、そういうこと

も可能と考えてよろしいでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 一般の都立高校の外国人生徒の扱いと同様になるうかと思えます。

【遠藤委員】 分かりました。

【秋山委員】 報告書の16ページ、「地域との連携」の中にたくさんの交流活動があります。その中でも、「子ども食堂」は、今の時代、必要としている子供たちがいるということで、時代背景があると思えます。是非、こういう交流の場、背景もしっかり子供たちに教えていただいて交流していただきたいと思えます。

【教育改革推進担当部長】 「子ども食堂」については、地元の北区が既に実施していますので、そこでボランティアとして活動する形が考えられるかと思えます。そこに行くに当たりまして、なぜそういうものが必要なのかということはしっかり勉強させていきたいと思えます。

【教育長】 他にはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

他にないようでしたら、本件について、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

3月23日(木) 午前9時00分

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会は、3月23日木曜日、午前9時から、教育委員会室での開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、今回は3月23日、時間は午前9時からですので、お間違えのないようによろしくお願い申し上げます。

その他、この際、何かございましたらお願いします。

よろしゅうございますか。



それでは、非公開の審議に入ります。

(午後 1 時41分)